

資料 5

■子育て支援予算に関する主なもの

【おもいやり課】
(単位:千円)

名称	対象者	利用者	国の制度	町の制度	1人あたりの負担	事業費	特定財源	利用者負担	一般財源	特記事項
子ども医療費	中学生以下	601人	道基準: 所得制限あり 課税・非課税で初診料負担から1割負担(上限あり) 対象者:小学生以下の入院・通院費(小学生は入院のみ)	町拡大制度: 所得制限なし 中学生までの入院・通院を全額助成	31,546円/人 (事業費で中学生まで負担なし)	18,959	2,558		16,401	町拡大大分 13,916千円
ひとり親家庭等医療費	父・母 20歳までの学生	186人	道基準: 所得制限あり 課税・非課税で初診料負担から1割負担(上限あり) 父・母は入院のみ対象	町拡大制度: 所得制限なし 中学生までの入院・通院を全額助成 非課税世帯の親、20歳までの学生は全額助成	30,435円/人 (事業費で中学生までと一部学生まで負担なし)	5,661	2,738		2,923	町拡大大分 985千円
重度心身障がい者医療	身障1～3級(3級は心臓肝臓腎臓等に限る) 重度の知的障害、精神障害1級	91人 (重度のみ、大人も含む)	道基準: 所得制限あり 課税・非課税で初診料負担から1割負担(上限あり)	町拡大制度: 所得制限なし 中学生までの入院・通院を全額助成。	146,319円/人 (事業費で中学生又は非課税世帯負担なし)	13,315	8,658		4,657	町拡大大分 566千円
学童保育	小学生	20人	児童福祉法により保護者が就労等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の小学生	(負担金の軽減) 生活保護と準要保護の世帯 1/2の減免 町民税が非課税の世帯 4/1の減免	400円/円 200円/午後から 平均的な利用 21,600円/人	3,825	1,610	432	1,783	仕事などで、昼間、保護者がいない家庭の児童を保育
保育料	乳幼児	76名 (7月末)		病気・怪我による長期欠席による減免	(次ページ参照)	58,155	4,336	16,594	37,225	
支援センター	子ども・保護者	1123人	子育て家庭の相談、情報提供、サークル活動など 子育て家庭の育児支援	なかよし広場、サークル活動、ボランティア講習会などの実施	無 料	10,792	2,062		8,730	
障がい者自立支援対策	個別・集団療育を行う必要のある18歳未満の子ども	7人	障害者自立支援法による児童デイサービス	国と同じ	1割負担 (限度4,600円/月)	6,593	4,945		1,648	利用者負担を除く予算

平成23年度 保育所保育料基準表(改正後)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			徴収基準額(月額)		
階層区分	定 義		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
第1	・生活保護法による被生活保護世帯(単給世帯を含む。) ・中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0	0
第2	第1階層と第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	(4,500) 9,000	(3,000) 6,000	(3,000) 6,000
第3		市町村民税 課税世帯	(9,750) 19,500	(8,250) 16,500	(8,250) 16,500
第4	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であってその所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000円未満	(15,000) 30,000	(13,500) 27,000	(13,500) 27,000
第5		40,000円～ 103,000円未満	(22,250) 44,500	(20,750) 41,500	(18,550) 37,100
第6		103,000円～ 413,000円未満	(30,500) 61,000	(21,600) 43,200	(18,550) 37,100
第7		413,000円～ 734,000円未満	(40,000) 80,000	(21,600) 43,200	(18,550) 37,100
第8		734,000円以上	(44,800) 89,600	(21,600) 43,200	(18,550) 37,100

*同一世帯で2人以上入所する場合... 2人目は半額(表の上段)、3人目以降は全額免除

【健康ふれあい課】
(単位:千円)

名称		対象者	利用者	国の制度	町の制度	1人あたりの負担	事業費	特定財源	利用者負担	一般財源	特記事項
予防接種 (定期接種)	BCG	生後6か月まで	27人	予防接種法: 第3条第1項 予防接種法施工令: 第1条の2	なし	なし	2,737	0	0	2,737	予防接種の 人数は、定期・任意とも にH22数値
	ポリオ	生後3月～90月 (2回)	延60人								
	三種混合	生後3月～90月 まで(4回)	延120人								
	二種混合	11歳～12歳	56人								
	麻しん 風しん	生後12月～24月	25人								
		5歳～6歳 (年長児)	38人								
		中学1年生	53人								
		高校3年生相当	28人								
予防接種 (任意)	ヒブ	2カ月齢～4歳	39人	子宮頸がん等ワクチン 接種緊急促進事業	奈井江町子宮頸がん 等ワクチン接種事業 の実施に関する要綱	なし	7,878	3,939	0	3,939	H23年度の み、H22年度 に高校1年生 相当でワクチン不足 等の理由により接種でき なかった者も 対象に含む
	小児用 肺炎球菌	2カ月齢～4歳	37人								
	子宮頸 がん予防	中学1年～高校1 年相当(3回)	78人								
すこやか健診		小学3年生～高 校3年生	212人	なし		なし	972	900	0	72	

【教育委員会】

(単位:千円)

名称	対象者	利用者	国の制度	町の制度	1人あたりの負担	事業費	特定財源	利用者負担	一般財源	特記事項
就学援助制度	小中学生	82人	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱	奈井江町児童生徒就学援助規則	(次ページ参照)	9,374	237		9,137	
新入学児童生徒への学用品費扶助	新入学児童生徒	90人	なし	小学生 1,000円 中学生 2,000円		159			159	
言語治療教室通室者への交通費扶助	砂川通園センター、ことばの教室通級者(小学生以下)	11人	なし	自宅から教室までの交通費扶助 距離(自宅→教室)×23円/km ×通室回数を扶助		176			176	
私学幼稚園就園奨励費	町民で町内外の私立幼稚園通園者	38人	幼稚園就園奨励費補助金	奈井江町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱	(次ページ参照)	5,872	1,370		4,502	

↓

合計	144,468	33,353	17,026	94,089
----	---------	--------	--------	--------

○就学援助制度

○就学援助制度		給食費	学用品費	新入学学用品費	体育実技費 小1と小4が対象	校外活動費 実施学年・上限額	修学旅行費 小6と中3対象	PTA会費 各家庭につき・上限額	生徒会費	クラブ活動費 加入者につき
小学生	1年生	全額支給	11,100円	19,900円	25,300円	3,500円	-	3,040円	-	-
	それ以外の学年	全額支給	13,270円	-			全額支給		-	-
中学生	1年生	全額支給	21,700円	22,900円	-	3,500円	-	3,960円	1,000円	2,000円
	それ以外の学年	全額支給	23,870円	-			全額支給			

* 要保護世帯は、修学旅行費のみ支給

○特別支援学級就学奨励費制度

小学生	1年生	半額支給	5,550円	19,900円	12,650円	1,750円	-	1,520円	-	-
	それ以外の学年	半額支給	6,635円	-			半額支給		-	-
中学生	1年生	半額支給	10,850円	22,900円	-	1,750円	-	1,980円	500円	1,000円
	それ以外の学年	半額支給	11,935円	-			半額支給			

○私学幼稚園就園奨励費(補助限度額)

区 分	補助対象 経費	1人就園の場合及び、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児
		(第1子)	(第2子)	(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	年額 223,200円	年額 264,000円	年額 303,000円
非課税世帯		年額	年額	年額
所得割が非課税となる世帯		年額 193,200円	年額 249,000円	年額 303,000円
所得割課税額が、34,500円以下の世帯		年額 109,200円	年額 207,000円	年額 303,000円
所得割課税額が、183,000円以下の世帯		年額 46,800円	年額 175,000円	年額 303,000円

小学1年生～小学3年生に兄弟がいる場合

小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児
(第2子)	(第3子以降)
年額 244,000円	年額 303,000円
年額 222,000円	年額 303,000円
年額 159,000円	年額 303,000円
年額 111,000円	年額 303,000円

～ は、当該年度に納付すべき市町村民の課税状況より区分